

## 第 8 次富山県医療計画の中間評価・見直し（案）について

## 1 趣旨

- 本県では、医療従事者の確保や、効率的で質の高い医療提供体制の構築、災害時の医療の確保体制の強化等の課題に的確に対応するとともに、より県民のニーズに即した良質かつ適切な保健・医療を提供できる体制整備を計画的に推進するため、2024（令和 6）年度から 2029（令和 11）年度を計画期間として、第 8 次の「富山県医療計画」を策定。
- 医療計画は、医療を取り巻く環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うこととしている。国の医療計画に係る指針等を踏まえ、令和 8 年度、計画の進捗状況を確認し、必要な見直しを行う「中間評価・見直し」を行うもの。

## 2 中間評価・見直しの対象

- 現行計画をベースに、今後発出予定である国の「医療計画作成指針」及び「第 8 次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」等を参考に、5 疾病・6 事業及び在宅医療等に係る指標（数値目標）の中間評価及び記載事項について、ポイントを絞った見直しを行う。

## 5 疾病（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 4 号）

がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患

## 6 事業（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号）

救急、災害、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地、周産期、小児医療  
在宅医療（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 6 号）

## 3 今後のスケジュール（案）

令和 8 年. 3 月 富山県医療審議会

「第 8 次富山県医療計画中間評価・見直しの策定について」

5-10 月 ワーキング、地域医療推進対策協議会開催（2～3 回程度）

12 月 富山県医療審議会

「素案の提示」

令和 9 年. 1-2 月 パブリックコメント、市町村等への意見聴取

令和 9 年. 3 月 富山県医療審議会

「第 8 次富山県医療計画中間評価・見直し」を諮問・答申

#### 4 中間見直しの具体的作業について

中間見直しでは原則、現在の県の施策と指標の見直しのみを行うものとし、他の記述については第9次医療計画改定時に修正を行う。

5 疾病6事業及び在宅医療それぞれについて下記のような構造で記述されており、中間見直し部分は以下とする。

第1：医療の概要

第2：必要となる医療機能

第3：現状

第4：医療提供体制における主な課題と施策

第5：数値目標

第6：医療提供体制（図）

第7：現状把握のための指標

時点修正を行う

#### 5 策定に係る組織（案）

ワーキンググループ（WG）等を設置、あるいは、既存の会議を活用・連携しながら、具体的な検討を行い、医療審議会及び医療対策協議会での協議、医療審議会の諮問・答申を経て、施行する。

〈県全域〉

